# 建設委員会議案説明資料

# 令和元年12月20日

件	名		頁
1	第144号議案	江北地区電線共同溝等整備工事委託に関する協定	 2

(都市建設部)

# 第144号議案説明資料

令和元年12月20日

	マ和ルチ12月20日		
件名	江北地区電線共同溝等整備工事委託に関する協定		
所管部課名	都市建設部企画調整課		
事案の内容	令和3年度に予定している東京女子医科大学新東医療センターの開院に合わせて病院周辺の電線地中化を推進する必要があることから、工期短縮及びコスト縮減を図るため、東京電力パワーグリッド株式会社、東電タウンプランニング株式会社と以下の協定を締結する。  1 協定の理由 (1)工期短縮 工事の準備期間を確保し、令和2年4月1日から現場着工するため (2)コスト縮減 同一事業者が管路を施工するため、掘削回数及び現場の維持管理費用が削減できるため  2 電線共同溝等整備委託の概要 (1)電線共同溝本体施工 (2)引込・連系管の設計、施工  3 協定の内容(別紙参照 P3~12) (1)協定の名称 江北地区電線共同溝等整備工事委託に関する協定 (2)協定金額 330,000,000円 (3)協定の相手方 ア東京都新宿区新宿五丁目4番9号 東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社長中人浩ー イ東京都港区海岸一丁目11番1号 東電タウンプランニング株式会社代表取締役社長市田雅之 (4)工期 協定締結の日から令和3年3月31日まで		
今後の方針	令和3年度の東京女子医科大学新東医療センター開院に合わせるため、 施工委託先の東電タウンプランニング株式会社と協議調整を行いながら事 業を進めていく。		

## 江北地区電線共同溝等整備工事委託に関する協定(案)

足立区(以下「甲」という。)と東京電力パワーグリッド株式会社(以下「乙」という。)及び東電タウンプランニング株式会社(以下「丙」という。)は、甲の施行する無電柱化事業に伴い、電線共同溝工事等(以下「本協定工事」という。)を実施するに当たり、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本協定工事を実施する場合における設計、施工及び費用負担に関する 事項を定め、的確な業務処理及び工事の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(相互の協力)

第2条 甲、乙及び丙は相互に協力し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(公正性と透明性の確保)

第3条 甲、乙及び丙は本協定による事業が公共事業であることに鑑み、公正性及び透明性の確保に努め、適切な事業の執行に努めるものとする。

(法令の遵守)

第4条 本協定工事は、道路法、電気・電気通信関係諸法令等の諸規定に従うものとする。

(用語の定義)

- 第5条 本協定における用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 「電線共同溝」とは、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律 第39号。以下「電線共同溝法」という。)第2条第3項の電線共同溝をいう。
  - (2) 「地中化設備」とは、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容する ため甲が別紙1「平面図」に示す医療センター公開空地(以下「公開空地」という。) の地下に設ける施設をいう。
  - (3) 「道路等区域」とは、甲の管理する道路区域内の電線共同溝を整備すべき道路 及び公開空地をいう。
  - (4) 「電線共同溝本体」とは、電線共同溝のうち特殊部及び特殊部間を結ぶ管路等 をいう。
  - (5) 「地中化設備本体」とは、地中化設備のうち特殊部及び特殊部間を結ぶ管路等 をいう。
  - (6) 「引込管路」とは、電線共同溝本体又は地中化設備本体から民地等への電線を 引き込むための管路をいう。
  - (7) 「連系管路」とは、電線共同溝本体又は地中化設備本体に収容された電線と電

線管理者の既設電線とを結ぶために設ける管路をいう。

- (8) 「電線共同溝工事等」とは、電線共同溝本体工事、地中化設備本体工事、引込 管路工事、連系管路工事並びにその関連土木工事等(舗装破砕、土留、掘削、路面覆 工、舗装仮復旧、本舗装等工事、家屋調査等)をいう。
- (9) 「電線敷設工事」とは、乙の所有する電線を電線共同溝本体、引込管路、連系 管路、連系設備及び引込設備の中に敷設する工事をいう。

### (財産の帰属)

- 第6条 本協定工事により整備した施設のうち、道路等区域内の電線共同溝本体、地中 化設備本体、引込管路及び連系管路は甲に帰属するものとし、道路等区域外の引込管 路及び連系管路は乙に帰属するものとする。
- 2 電線共同溝内及び地中化設備内に乙が敷設した電線は、全て乙に帰属するものとする。

#### (施行区分)

- 第7条 本協定工事の施行区分は、次のとおりとする。
  - (1) 電線共同溝本体及び地中化設備本体については、甲が設計及び施工する。
  - (2) 引込管路工事については、道路等区域内のものは甲が設計及び施工し、道路等区域外のものは乙が設計及び施工する。
  - (3) 連系管路工事については、甲が設計及び施工する。
  - (4) 電線敷設工事については、乙が設計及び施工する。
  - (5) 本協定工事に伴い必要となる家屋調査は、対象工事の施行区分に応じて実施 する。

#### (費用負担)

- 第8条 本協定工事における費用負担は、次のとおりとする。
  - (1) 甲の施行区分に係る費用は、次のとおりとする。
    - ア 甲の管理する道路区域内においては、電線共同溝法第7条に基づき甲及び乙の各々が負担する。
    - イ 公開空地内においては、電線共同溝法第7条に準じて甲及び乙が各々負担する ことを原則とする。ただし、詳細は別途甲乙協議の上、定めるものとする。
  - (2) 乙の施行区分に係る費用については、乙が負担する。

#### (関連工事の施行)

第9条 乙以外の入溝事業者(電線共同溝又は地中化設備の占用を希望する者をいう。 以下同じ。)の電線を敷設するための引込管路工事及び連系管路工事を行う必要がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙及び当該電線を管理する者と協議及び調整の上、当該工事を行う。
- (2) 甲は、当該工事において第7条及び前条に準じた施行区分及び費用負担で工事を行うものとする。
- (3) 入溝事業者は、当該工事において第7条及び前条中の「乙」を「入溝事業者」 に読み替えた施工区分及び費用負担で工事を行うものとする。

## (連絡担当部署)

第 10 条 甲、乙及び丙は、連絡担当部署を定めて通知し、本協定工事を円滑に遂行するために、相互に密接な連絡を行うものとする。

#### (維持管理区分)

第 11 条 本協定工事により整備した施設の維持管理は、第 6 条に定める財産の帰属に応じて甲及び乙が各々行うものとする。

#### (委託箇所)

第12条 本協定工事等の箇所は、別紙2「案内図」のとおりとする。

#### (施行委託)

- 第 13 条 甲は、第 7 条及び第 9 条に定める甲が施行するもののうち次に掲げるものを丙に 委託して行う。
  - (1) 入溝予定事業者との調整
  - (2) 電線共同溝工事等の設計及び設計業者と請負契約を締結し、委託監理を行うこと。
  - (3) 電線共同溝工事等の実施について建設業者と請負契約を締結し、工事監理を行うこと。
  - (4) 家屋調査等
  - (5) 法定手続等
  - (6) 本協定工事の実施に係る住民対応

## (有効期間等)

- 第14条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。
- 2 丙は、前条により委託を受けたものについて、本協定の有効期間内に施行を完了する ものとする。

# (委託費用の算定及び支払)

第 15 条 第 1 3 条各号の事項を行うために要する費用(以下「委託費」という。)は、次に掲げる金額を合算したものとし、丙が電線共同溝工事等に係る実費を算定したもの

とする。

- (1) 電線共同溝工事等の設計、家屋調査等に係る実費
- (2) 電線共同溝工事等の施工に係る実費
- (3) 事務費は、施行に必要となる経費とし、前各号に定める額に別表に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。
- 2 甲は、前項で算定した金額の一部を委託協定に基づき丙に概算払いできるものとする。

(費用及び負担)

- 第 16 条 委託費は、概算額 330,000,000 円とし、全額甲が負担する。
- 2 前項の概算額 330,000,000 円は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- 3 本協定の設計変更及び物価労賃の変動等により、委託費に著しい変更が生じる場合は、 甲と丙が協議するものとする。

(年度協定の締結)

第 17 条 甲は、前条の負担額を各年度の予算の範囲内で負担するものとし、甲及び丙は、各年度において実施する事業費について別途年度協定を締結するものとする。

(進捗状況の報告と確認)

- 第18条 丙は、甲の要請に応じて進捗状況の報告を行うものとする。
- 2 甲は、丙の進捗状況を確認するとともに、乙に必要な指示をすることができるものと する。
- 3 丙は、本協定の施行中、工事関係書類、工事写真等の提出を甲に求められた場合は速 やかに提出するものとする。

(施行中の確認)

第 19 条 甲は、本協定の施行中、必要に応じて工事等に立ち会い、確認することができる ものとする。

(設計)

第 20 条 丙は、第 13 条第 2 号に定める業務を実施する場合は、設計開始時及び必要に応じて、設計内容について甲と調整するものとする。

(工事)

- 第 21 条 丙は、第 13 条第 3 号に定める業務を実施する場合は、請負契約を締結した建設 業者が請負契約期限までに施工を完了するよう工事監理を行うものとする。
- 2 丙は、本協定工事の施工管理、品質管理、出来形管理等については、原則として東京

都土木工事標準仕様書によるものとし、これにより難い場合は、あらかじめ甲に協議するものとする。

- 3 丙は、建設業者が工事に着手したときには工事着手届を、建設業者の工事が完了した ときには工事完了届を、速やかに甲に提出するものとする。
- 4 建設業者の工事着手後、設計変更を行う必要が生じたときは、丙は速やかに甲と事前に協議するものとする。ただし、現場対応上必要となる位置変更等の軽微なものについては、事前協議を省略することができる。この場合において、事前協議を省略したときは、丙は変更後に変更内容について甲の承諾を得なければならない。

#### (予定価格等の算出及び契約)

- 第22条 丙は、本協定工事の請負契約に係る予定価格等の算出に当たっては、原則として 東京都建設局積算基準によるものとし、これにより難い場合は、あらかじめ甲に協議す るものとする。
- 2 丙は、請負契約の締結に当たっては、原則として競争に付す方法によるものとし、そ の具体的方法及び業者の選定基準について、あらかじめ甲に協議するものとする。
- 3 丙は、前項の方法により難い場合は、その理由を甲に協議し、甲が合理的理由がある と認めるときは、他の方法によることができるものとする。
- 4 甲は、必要がある場合は、契約等の経緯の説明を丙に請求することができるものとする。

# (環境対策)

第23条 甲及び丙は、環境対策等に関する取組に相互に協力するものとする。

# (完了の確認及び所有権の移転)

第 24 条 丙は、本協定に係る電線共同溝工事等の完了後、完成図面、計算書、報告書等の 必要書類及び完了報告書を甲に提出し、確認を受けるものとする。

#### (委託費の確定)

- 第 25 条 丙は、前条の確認を受けたのち、速やかに委託費精算書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の委託費精算書を確認し、委託費を確定するものとする。

# (発生品の処理)

第 26 条 本協定に伴い発生した撤廃物等は、丙の責任において適切な方法をもって処理するものとする。

(変更)

第 27 条 本協定の内容を変更する必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(法定の手続)

第28条 第13条第5号の法定手続は、甲及び丙が協議して行うものとする。

(苦情等の処理)

第 29 条 第 13 条第 6 号に伴う第三者からの苦情等の処理については、甲及び丙は、相互 に協力するものとする。

(損害の負担)

第30条 本協定の実施に係る損害の負担については、甲乙丙それぞれの責めに帰する場合を除き、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

(守秘義務)

- 第31条 甲、乙及び丙は、本協定の履行に際し知り得た業務上、技術上その他一切の 秘密について、他の目的に使用してはならないものとし、及び第三者に漏えいしては ならない。
- 2 前項の守秘義務は、本協定の有効期間満了後においても、効力を有するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第32条 甲、乙及び丙は、本協定の施行により取得した個人情報及び業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等のために、甲乙丙それぞれの基準に基づき適正な管理をするものとする。
- 2 個人情報の漏えい等の事件・事故の発生又はそのおそれがあるときは、直ちにその 旨を互いに報告し、それぞれ適切な対応をするものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 33 条 甲、乙及び丙は、東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号) に基づき、反社会勢力に対し、適切に対応することとする。

(契約の解除)

- 第34条 甲、乙及び丙は、いずれかの相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず本協定の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 正当な理由なく本協定に基づく義務を履行しないとき。
  - (2) 前号のほか、本協定を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

2 甲、乙及び丙が前項による本協定の解除を行った場合は、生じた損害をその相手方に 請求することができる。

(その他)

第 35 条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、その都度甲、 乙及び丙が協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として本書3通を作成し、各々記名押印の上、その1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 足立区

代表者 区長 近藤 弥生

- 乙 東京都新宿区新宿五丁目4番9号 東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社長 中 人 浩 一
- 丙 東京都港区海岸一丁目 1 1 番 1 号 東電タウンプランニング株式会社 代表取締役社長 市 田 雅 之

# 別表 間接費 <事務費>

1)船舶及び機械器具費は、委託費(設計費及び家屋調査費) 請負費(実施工事費)を表-1に掲げる基準額ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。

表 - 1

基準額	船舶及び機械器具費の率
2,000 万円以下の金額	0.8%
2,000 万円をこえ 5,000 万円以下	0.6%
5,000 万円をこえ 8,000 万円以下	0.4%
8,000 万円をこえる金額	0.2%

注)合計金額が500万円未満の場合は除く。

2) 営繕宿舎費は、委託費(設計費及び家屋調査費)、請負費(実施工事費)、船舶及び機械器具費の合計額を表-2に掲げる基準額ごとに区分し,それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。

表 - 2

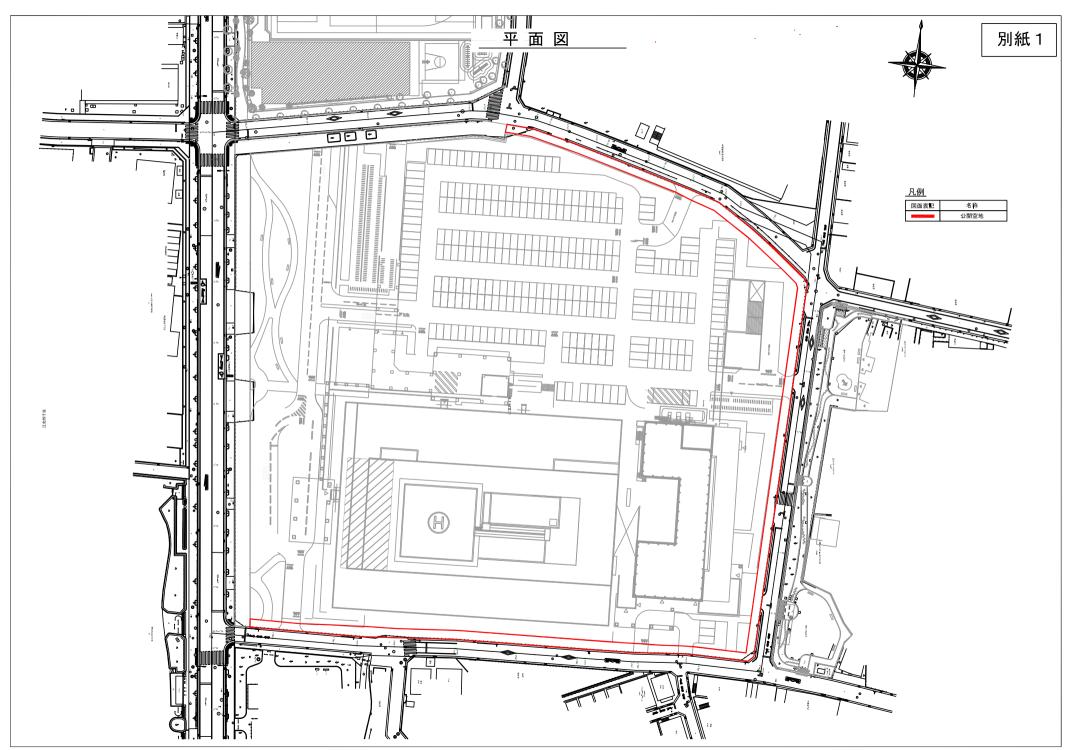
基準額	営繕宿舎費の率
2,000 万円以下の金額	1.0%
2,000 万円をこえ 5,000 万円以下	0.8%
5,000 万円をこえ 8,000 万円以下	0.6%
8,000 万円をこえる金額	0.4%

注) 合計金額が500万円未満の場合、又は工期が100日未満の場合は除く。

3)事務費は、委託費(設計費及び家屋調査費)、請負費(実施工事費)、船舶及び機械 器具費、営繕宿舎費の合計額を表-3に掲げる基準額ごとに区分し、それぞれに各 率を乗じて算出した額とする。

表 - 3

基準額	事務費の率
2,000 万円以下の金額	10%
2,000 万円をこえ 5,000 万円以下	8%
5,000 万円をこえ 8,000 万円以下	6%
8,000 万円をこえる金額	4%



# 案 内 図

